

昭和三十六年四月四日(火曜日)

午後五時十八分開議

出席委員

- 委員長 濱野 清吾君
- 理事 日井 莊一君 理事 坂田 道太君
- 理事 竹下 登君 理事 中村庸一郎君
- 理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君
- 理事 山崎 始男君 理事 山中 吾郎君
- 伊藤 郷一君 上村 一郎君
- 大村 清一君 木村 守江君
- 草野 一郎平君 田川 誠一君
- 高橋 英吉君 千葉 三郎君
- 藤尾 弘吉君 花村 四郎君
- 松永 東君 南 好雄君
- 八木 徹雄君 井伊 誠一君
- 前田榮之助君 高津 正道君
- 三木 喜夫君 村山 喜一君
- 鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

- 法制局参事官 野木 信一君 (第二部長)
- 文部事務次官 瀨瀨 彌三君
- 文部事務官 小林 行雄君 (大学学術局長)
- 委員外の出席者
- 文部事務次官 緒方 信一君
- 文部事務次官 木田 宏君 (大臣官房総務課長)
- 専門員 石井 昴君

四月一日

委員千葉三郎君、原田憲君、南好雄君及び井伊誠一君辞任につき、その

補欠として菅太郎君、藤井勝志君、前田義雄君及び小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員菅太郎君、藤井勝志君、前田義雄君及び小松幹君辞任につき、その補欠として千葉三郎君、原田憲君、南好雄君及び井伊誠一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員松山千恵子君及び原田憲君辞任につき、その補欠として草野一郎平君及び木村守江君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員草野一郎平君及び木村守江君辞任につき、その補欠として松山千恵子君及び原田憲君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出第九六号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がございますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 前の土曜日に、科学技術特別委員会、本委員会の合同審査会が行なわれたわけですが、その

ときの大臣の御答弁についてなお釈然としないものがありますので、お聞きしたいと思うのですが、この工業教員養成所を三カ年において四年制と同じレベルの教育をするのだ、こういうふう

に答弁をされておられるわけでありすが、そうしますと、教授陣の構成その他について、四年制の学部と同じような充実した定員構成でなければならぬ

と思うのでありますけれども、その点事実におきましては適なので、もし一歩譲歩して考えても、三カ年でありま

すから、四カ年の大学の教授、助教授、助手の構成の三分の二になるわけ

です。また一歩譲歩しても考えられるのであるけれども、三カ年の教育であ

って、教授その他の構成は二カ年の短期大学と同じ定員の二分の一にな

る。従って三カ年の教育で四カ年の目的を果したために二カ年の教授人

員しか構成をされていらない、そういう

お尋ねに対してお答えしたと記憶いたしておりますが、なほ御指摘の通り

四カ年制の大学の教授陣に比べますと数は劣っておりますが、御案内の通り

四カ年制の大学ではそれ自体研究をいたすわけでもございませし、あわせ

て学生の教授をするという二つの使命を持っておられることも、申し上げるま

もなく御案内の通りでございます。こ

れは四年制の大学に付置されるわけでは

ございませんから、短期大学に比べま

してもその設置場所が同じ場所に付置さ

れる意味においては、四年制大学からの教授陣の応援等もきわめて密接に行

なわれ得る次第だと存するのでありま

す。同時に心がまえの問題は、教授陣の敷そのものに対してことさらしく

は申し上げかねますけれども、付置される大学におきましても、十分養成所

の設置の趣旨を理解してもらっており

まして、十二分に意欲をもって協力し

てもらおう。のみならず、入ってきま

す学生諸君が、本来工業教員にならんと欲して入ってくる人と一応考えられ

るわけでございませから、以上申し上げたような事柄を総合いたしますと、三年制度ではあります

が、四年制とは事実問題としては不可能ではな

い。もちろんこれは臨時の次善の策であることはやむを得ない。その次善の

策であるというところは初めから予定して

おりまして、完全に四年制大学と名

実ともに同じだとも言いかねますけれ

ども、以上申し上げたような事柄を十分

に運営面で生かしてまいりますならば、



申し上げておるような次第でございます。将来この三年を卒業した人が先生になつて、その後四年制の大学にいきたいというときにどうするか、そういう希望を全然封鎖してしまふかどうかという形式上の問題はあろうかと思ひますが、それは今後の問題でございます。さしよりは何といつても実力のあつた工業教員が出てもらわぬことにはどうにもならないという現実に直面いたしました。次善の策ではあります。が、せひともこの制度でいきたい、こういう考えでございます。

○山中(吾)委員 急速に教員の充実が必要だということは私も痛切に感じておるのです。だから四年待てないで三年にするということまでは、あるいはほかの条件が充実すれば私も理解できないわけじゃない。たとえば四年で教育すべきものを三年にした、従つて四年に相当する教授陣を充実にいくというならば大臣の御答弁と一致する。この養成所の予算は、三年の修業年限を持つておる養成所であるのに、二年の教授陣しか配置してないのです。せめて三カ年というならいい。早く教育するという看板はあるけれども、実際はそうでなくて、安上がりにするということがこの目的になつてゐる。目的と手段がすりかへられてゐるということが予算を見ると明らかである。二カ年の大学の教授陣しかないわけだ。すなわち四カ年の大学の一学科は教授四、助教四、助手四なんです。短期大学は二カ年だから教授二、助教二、助手二でしょう。そのまま三カ年の教員養成所の定員にしておるじゃないですか。だから短くし

て充実するという御答弁はどうしても事実には合わない。それを御承知でお答え願つてゐるわけですか。○荒木国務大臣 教授陣の数等の形式的な点を御指摘になれば、山中さんのおっしゃるようなことが理屈としてあり得ると思ひます。けれども、さしてからは四年制の別個のものを作るかとならば、そこに一年の急増対策に及び得ないギャップが出てくる。同時にかりにそれを考えるときは、その教授陣それ自体具体的にさつそく間に合う人が、事実上手に入るかという現実問題とも直面して参るわけでございます。そこで、あくまでも次善の策であることを再々申し上げますが、既設の大学に、しかもそういう臨時養成所の必要性を十二分に理解して、もつて協力してもらふ意欲を持ったところに付着することによつて、教授陣の形式上の欠陥は十分補ひ得る、こういうめどをつけておる。この案を御提案申し上げておる次第でございます。

○山中(吾)委員 どうもよく同じところを回つて私自身もあまり楽しくないので、大学の付設の二カ年の短期大学の場合は二・二・二でやつておるわけだ。特に必要な教員養成といふことでは、普通の短大の場合二・二・二の教授陣なんです。ところが特に工業教育のために実力を持たせなければならぬ、そして免許制度は四年の修業をしなければならぬという意味において作つた三カ年の養成所のときに、その同じ学校に付設しておる短期大学は教授二、助教二、助手二、三カ年の教員養成所と同じ二・二・二ということなんです。大臣のおっしゃることとは合わないから、大

です。やはりそこに持つていくという責任を持つてお答えになるならばまたわかるのですが、今の御答弁はその場限りの言ひのたれといふことしかないかと私は思ふのです。これは局長でも持つておるわけですか。

○小林(行)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたが、それぞれの優秀な工業大学あるいは工学部のある大学に、この工業教員養成所は付設されるものでございまして、従つてその方面からの応援も期待できるわけでございます。四年制の大学は、お尋ねのございまして、確かに一学科目ということをご想定いたしまして教授陣を組んでおるわけでございますが、この工業教員養成所は少なくとも短大以上には教員定数を見ているわけでございます。先ほど申しましたように、講師その他の経費も短大等とは比較にならないくらい見えておるわけでございます。そういう意味で教育の応援も得られるといふふうにお尋ねしております。

なお先ほどちょっとお尋ねがございましたが、大体四年制の大学の工学部の先生は、週六時間ないし八時間の授業時間、この工業教員養成所では大体一週十時間というふうに計算をいたしておりますが、御承知のように四年制の大学では教育のほかにも研究もある。この工業教員養成所の先生は、もちろん学修に伴うような研究はございませぬけれども、一般的な学術研究といふことは考えておりませぬ。その程度の差異はやむを得ないと思つております。

○山中(吾)委員 工業教員養成所の教授の研究は要らないといふことで、大

学の一般の場合は研究が要るというところもそれはうそだと思ふのです。教育学、心理学の担当ではなくて、同じ機械科、あるいは電気科という大学の学部の教授は研究が要る。そして教員養成所の電気、機械工業関係の教授は、そういうものは要らないなんていうことはおかしいのであつて、一方は十時開持つても大丈夫だといふのは誰がだ。要するにそういう矛盾があつてこの教員養成所が生まれておるので、これはやはり大学教育という専門教育からいけば私生児ですよ。あらゆる点で日陰ものになる。少なくともこのままでは臨時教員養成所というものを落ちつかしてはならない。この点についてどうせ直そうという気がないので、何べん言つてもしょうがないのです。が、論議の過程でどういう明らかかな欠点が出れば、まだ完成するには三カ年あるのだから、少なくとも来年度に於いて検討するくらいのことには言わなければ、日本の学校制度そのものに非常なマイナスだけを置くものだと思うので、その点については完成するのに政府原案でも三カ年あるわけですが、私は四カ年を主張しておるのですが、その過程においてその欠陥を、ことし一年もし無理押しして実施されるならば、一カ年のうちに再検討するということだけは、率直に国会に最低の責任は表明されるべきではないか。大臣からこの点についてお答え願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 この養成所は先刻来申し上げる通りに、四年制にまさるとも劣らざるものを養成し得る、こう思つて御答願ひしておりますが、この案にかかわらず、一般に一度制度がで

きたら一切再検討を許さないものとは思ひませぬ。実施の過程において検討を要するものありせば、むろん年々歳々充実する努力が続けられるのは、これに限らず一般的に当然のことと心得ております。

○山中(吾)委員 抽象的なお答えなんです、少しも内容がないように思ふのですが、これはそれ以上お答えにならないようでありませぬから、私は期待はいたしません。

先ほど大臣は、大学の学部がこの養成所に協力をする態勢のもとにあるといふことを明確に答弁されております。そうしますとこれを、設定するに

ついて、十分大学の学部、教授会その他の協力を得るような民主的な手続をとり協力態勢をとつたかどうか。この点はいかがですか。

○小林(行)政府委員 三十六年度のこの工業教員養成所の予算につきましては、昨秋の予算編成当時から、私もそれそれお願いすべき大学の関係者にお集まり願ひしまして、全体の構想をお示ししていろいろ御検討を願ひしておりました。その後大蔵省の予算が示されました後にもお集まりを願ひして、いろいろ御意見も承つております。また教育課程等の編成等につきましても御連絡を申し上げて、御意見を承つておる次第であります。

○山中(吾)委員 私の聞くところによりますと、東京工業大学の教授会は、これでは学部にもしつ寄せをして、科

学技術教育について非常に影響があるし、養成所自体も非常に貧弱なものになるのでわれわれは賛成してない、これは反対だといふことを言つておるわけだ。東京の工業大学は日本の科

学

学

学

学技術教育の最高の学府だという一つのプライドを持っている。従ってここから出すところの工業科の教師については、権威のある教師を出したい、ところがこの養成所の今の仕組みでは、そういう優秀な教員を出す自信がない、日本の科学技術教育のためにも養成できないということを書いて、教育するような態勢ができていないと思うのです。例の一つとして東京工業大学の協力態勢について自信があるかどうか、お聞きしたいのです。

○小林(行)政府委員 先ほどお答え申し上げました連絡会等におきまして、いろいろ御意見はございました。しかし私どもこの工業教員養成所の構想にこれでは協力できないという御意見は現在まで承っておりません。当然この予算が通り、法案ができれば、東京工業大学からも御協力いただけるものというふうにも考えております。

○山中(吾)委員 何か文部省から学長に意見を聞かれたことがあるそうですね。そして工業大学の学長は、事実かどうかお聞きしたいのですが、修業年限は四年として一般教養を課する。教育内容は大学と同様のレベルにする。学費は少なくとも八千円は必要である。教員は最低教授三、助教授三、助手三とするというふうな責任のある立場から、文部省に対して回答をしておると聞いておるのですが事実ですか。

それに対してあなたの方の原案というのはほとんどその希望が入っていないのですから、了解を十分して—文部大臣が教育するのじゃないのです。大学の先生が教育するので、その先生に納得する態勢がなければならぬ

教育というのは能率の上がるものじゃないのです。今までの経過の中に十分その態勢を作られておるかどうかが、私の聞くところによると、そういうものは作られていないと見ておるのですか。

○小林(行)政府委員 私の御接触申し上げておる範囲内におきましては、私信回答というふうなことは私全然存じませんが、たしか一月の中旬でございましたか、連絡会で、これは単に学長だけではございまして、学長以外にも数名の教授の方が御列席いただきました。たまたま今ございましたような修業年限四年というふうな御希望はあったように記憶いたしております。それに対して私どもは、その趣旨から申して修業年限四年という構想はともお受けできないという話をいたしました。私どももいたしましては御理解願ったと思っております。

○山中(吾)委員 教授の定員はどうですか。

○小林(行)政府委員 たしか一月中旬でございましたので、今回はとにかくこれでスタートする。もし実施の際、将来どうしてもこれでは工業教員養成ができてぬというふうなことに立ち至れば、そのときはさらに増員というふうなことに検討せねばならぬだろうというように申し上げたように思っております。

○山中(吾)委員 そうすると、来年度も教授の定員が必要なら予算化して充実するということは、方針として述べられており、努力するということをお考えをお持ちなのですか。

業教員養成所がスタートいたしました。実際に授業を始めた結果に基づいて、これは東京工業大学だけではございませぬので、さらにそれそれ示唆された大学の御意見あるいは希望等も聞いて、実際そういう状況であるということになれば、教官の組織等についても検討せなければならぬと思っております。

○山中(吾)委員 その点ははっきり記憶にとめておかなければならぬと思っております。それから、一つの大学の構内に養成所を設置するというのは、競争前にたくさんあったわけですね。臨時教員養成所ばかりでなしに、地方の工業専門学校とかあつたところにもあつたはずであります。現在もある程度の付設の養成所があるわけですが、その養成所のあらゆるものは、学内においてやはり一段低いものとして見られてきておることは明らかな事実です。その中に養成所の私生見というものはいつも肩身狭く住んでおります。そういう雰囲気の中に伸び伸びとした教師は生まれません。園会議員は人ごとのようなことを言っておるが、何もこの人らはそこに入所しないから、無責任な冷嘲なことを言っておる。教壇に立った教師かもしれないけれども、みんな学生なんです。そしてその中から何か一つのひびきを持ったり神経質なものを持って出ていくんですよ。だからこういう大学の構内に軽く見られる養成所というものを、少なくとも教員養成の機関に置いてはならないのだ。非常な心理的あるいは人間的なひびきを作っていくということとは、職前の長い休職の中でいう

白々たる事実なんです。そこで養成所というふうな名前自体、大学のコースと全然別にしたコースというものは、私は学生の心理からいってもとれないと思うのですが、そういうことは一体検討されておりますか。従って養成所というものをできるだけ早く大学の学部に戻す、そういう方針を前提としてこの養成所を設置されておるかどうかが、その辺、今までの原案を作られた過程においての文部当局の考え方は、間違いない見通しというものを、お持ち願わなければならぬので、お聞きしておきたいと思う。

○荒木国務大臣 お尋ねのような、これを大学にするんだという考えはございませぬ。また何かしらんひびきを持つんだという前提でのお話でございまして、本来養成所という看板を掲げて門戸を開いて応募してくる学生諸君は、そういう妙なひびきを持っておるような人は来ないとも思いますが、たまたま、かりにそういう懸念があるといふたしまして、養成所の教育を通じて十二分にそのことは不可能でないと思っております。

○山中(吾)委員 大臣は勝手に、自分の主観をずいぶん底抜けの楽天主義で言われるのですが、それは僕らとんでもない間違いだと思っております。そういうことで今の教員養成計画を立てたならば、私は大へんだと思っております。同じようなことをいってもおっしゃっておられますけれども、もっと責任を持ってこようという学校制度を立てて願わなければならぬと思っております。そういう考えは毛頭修正されるお考えがないのでこれは話しても並行線にある。しかしこれは結果に現われますよ。私は断

言しておきます。

そこで、今度の教員計画を最後にお聞きしておきたいのですけれども、毎年八百何名先生をお出しになるということなんです。現在教壇に立っておる人が死亡したり退職したりして相当損耗があるわけですね。その損耗率を計算して今度の工業教員養成計画を立てておられるかどうか、それをお聞きしておきたいと思っております。

○小林(行)政府委員 現在これは、御承知かとも思いますが、高等学校における工業教員の数は大抵六千五百人程度おるわけでございます。これがやはり普通のいわゆる病氣、退職その他死亡の関係で退職されることがあるわけでございます。その減耗というものはあるわけでございます。私ども大抵年間八百八十養成する、十年で八千八百人程度の数を予定いたしておりますが、これは高校の急増対策に関係するものでございまして、それ以外に先ほどのいわゆる正常の場合の減耗というものが出てくるわけでございます。この正常の場合の減耗につきましては、ただいまのところ、たとえば免許法の特例を御審議をお願いいたしておりますが、そういうもの、あるいは民間からの—これは実際あるわけでございますが、民間企業に働いておる者の転換、あるいは中学校等における免許状は持っているがその教科を担当していない者の転換、あるいは大学からの非常勤職員の応援というふうなことで補充したいと考えておるわけでございます。

○山中(吾)委員 その今の話はわかりました。その次に免許状の関係ですけれども



ために、この免許状を与えるのであるから、充足したあと、このきずは免許状の立場から治癒する政策を考へておられるのではないかと、大臣の御答弁は、これをきつかけに日本の現在の免許制度を一段階下げるのだというこ

とにしかならないと思ふ。  
○荒木国務大臣 これは現在の免許制度が、高等学校の先生は大学出ということの本則としておる。それと形式的にぶつかるのじゃないかという意味においておっしゃっておると思ふ。それはまあそうでございますが、臨時に当分の間ぶつかる。しかしそのぶつかることはあくまでも臨時のことである。しかしその免許状を与えるに値するやいなやという角度から見れば、この養成所の卒業生の実力は、先刻来申し上げるように、三年、四年という年数だけでは判り切れざる、実質的な補充をすることによって、実質上の免許状授与資格を与えるという制度でございますから、それは国会の御審議を通じて、新たに臨時免許状の制度を作っていたら、こういうことでございまして、形式は別として、実質上は、私は免許状の制度を乱るものではない、かように考へるわけでありませぬ。(了解と呼ぶ者あり)

○山中(答)委員 了解いたしません。幾ら大臣でも、ずいぶん主観的な、事実を無視した……(並行論だよ)認識の相違だ」と呼ぶ者あり)認識の相違でなくて、これは大臣はするんですよ。(山中君もする)と呼ぶ者あり)僕は、そうではない、自分の間と違うが、期限つきの免許状じゃないのですから、それで教員養成所に入った者は、大学の四年と同じ教育をするとい

うことを盛んに言われておりますが、それならば教授陣をもっと充実すればよい。これは大学として認めないで、学士号も与えないようになっておるのですから、学校教育法の第一条にもよらない、各種学校でもない、学校ならざる学校だという答弁をしておるのであるから、どうも客観的な事実というものを無視しておっしゃっておるので、その点は日本の全体の総合的な文教政策を進める文部大臣としては、学校制度、免許制度、すべて総合的に有機的に作っておるものに対して、不誠実だと思ふのです。私は、そういう意味においては承服はできません。しかし幾ら言っても、大臣は改める気がないので、これはしょうがないのです。が、しかし文部大臣というのは、日本の未来に責任を持つべき職務であると思ふ。あとにいろいろの禍根を残して、そして跡始末をする人が大へんなことになるようなことは残してほしくない、そういうふうな思ふので申し上げておるわけでありませぬ。今までの私の質問については、十分に納得するお答えはほとんどいたしておりませぬ。従いまして基本的にも私は政府委員及び大臣の答弁には不満足であり、納得はしないのでありますけれども、この教員養成所についての基本的な構想を私が質問をして、そしてこれは欠点がある、直すべきだというお考へになつていただかない限りについては、百日質疑をしておつても何の進歩もないのであつて、(笑)その意味においては、私はこれ以上の質問を申し上げるだけの熱情をなくしたのでありますので、質問は、私はこれで打ち切ります。しかしこれは笑いごと

でなくて、あとで必ず日本の教育水準が後退するという悲しい結果が生まれるというのを申し上げて、文部当局は今後いろいろな法案を出すについても、思ひつきで出すことを私は厳に戒めていただきたい、やはり総合的な有機的関連性の上に立つて出していただかなければならぬということ、特に御注意を申し上げて、私の質問は終わりたいと思ひます。

○濱野委員 村山喜一君。

○村山委員 大学局長にお尋ねをいたしますが、ことしの一月に内輪として、設置される各大学に文部省の意向というものをお示しになつたと聞いておりますが、その点どうですか。

○小林(行)政府委員 先ほど山中委員の御質疑にお答え申し上げました。これは昨年の秋から実は御相談を申し上げておつたのでありまして、私もこのいわば内部的な通知、内輪はすでに昨年の秋でございました。村山委員のお尋ねの意味はよくはわかりませんが、本年一月に私も出しましたのは内輪ではございませぬで、正式の通知であつたと思ひます。

○村山委員 そういたしますと、その通知と、その前に内輪で示されたものとは一致しているだろうと思ふんですが、その中で施設について、建物は一大学について千五百坪、三学科の設備費が四千五百万円だ、事務機構は新制大学の四分の三、こういうことはお示しになつておるわけですか。

○小林(行)政府委員 当時予算的に私どもが一番最初に、昨年の秋に考えましたものは、現在のものよりも多少少い案であるかと私は思ひます。ただいま施設の坪数などのお尋ねがございま

したが、その点は実ははっきり覚えておりませぬが、教官等についても現在よりもよい制度であつたと思ひますし、また先日お話しをいたしました、できればこういふものに給費を出したいというふうなものもあつたと思ひます。

○村山委員 それに對しまして、今回予算で認められたのは、施設費が五千五百坪で四億三千五百万円、これは大體初年度として五百坪あるいは五百五十坪、完成年度は千五百坪を目ざしてゐるのだという答弁が局長の方からあつたわけですが、これは要求が、東京工大の場合でも千七百坪というような施設の坪数でございまして、施設については、これから計画が順調にいけばあまり問題は無いと思ふ。ただそのときに要求をされました設備費——これは少なくとも学生に対する教育の影響等を考えた場合に、一億五千万円必要である、こういう要求が出されておられますが、今回予算で計上されておらずに六千三百万円にすぎないわけです。そういういたしますと、これは一学科三百万円足らずということになりまして、三カ年間で完成いたすにしても、現在の予算の規模をもつてしては、文部省の方で当初考へておりました四千五百万円に對しまして、九百万円足らずという設備費に相なつてくると思ふんです。今工業高校の、文部省の基準で示すところから、三学科の六課程の場合を想定いたしますと、設備費で一億二千九百九十一万円、施設費で一億二千八百八十八万円、合わせて二億四千四百八十八万円の金が必要であるようでありませぬ。そういうふうな点から

考へて参りますと、その設備費について現在の予算のような格好でやつていた場合に、はたして大臣が言つておられるように、実力は四年制に劣らない者の養成ができるかということになつて参りますと、貧弱な設備費では、とうていそういうふうな教員の養成はできないというふうな断定せざるを得ないと思ふのですが、これに對する今後のかまへ方といひますか、今後の決意、構想というふうなものがあれば、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 設備費につきましては、お尋ねにございまして、ように、当初一校分千五百万円というようなことで要求もいたしましたのであります。が、現在の査定を受けました数字はこれよりはるかに低くなつておりますけれども、従来国立大学におきまして学科の増あるいは学生定員の増をいたしました場合に比べますと、予算的には比較的良好に認められた部類に属するものでありまして、もちろん理想的な数字ではありませぬけれども、一応これで私どもスタートできるものというふうな思つておるわけでございます。

なおこれは単に教員養成所の設備だけではございませぬで、国立学校全般にわたつて、あるいは新しい設備を補充するといふ問題がありますので、この工業教員養成所の設備も含めて、設備全般について文部省として努力をいたして参りたいと思つております。

○村山委員 やはり養成所の性格というものと大学の性格、この九つの大学には大学院が設置されておるところも





なことであるようにございます。しかしながら文部省の方としては、そういうふうな工業高校をほとんど作っていったんじや学校の教師が間に合わぬから、一つその計画はもっと抑制をしていかなければならない、こういうふうなことで指導をされているようなふうなことで指導をされています。大体新潟県の総務部長の話を聞きましても、新潟県自体で約二百学級の高等学校の学級数をふやさなければならぬ。そのためには二十億円の金が新潟県だけで必要になる。そういうような問題について、やはりこれは急増対策という点から考えた場合に、工業高校をどういうふうな拡充し、そしてそれに見合う教職員の養成というものをどういうふうにしていくんだというところは、これは大蔵省なりあるいは文部省あるいは自治省、そういうようなところと再検討を、もう一回財政的な検討を加えた上で計画を立てなければ、初め文部省自体が考えておりました三百五十七校の新設計画に見合うところの教員の養成計画というものは、これはくずれてくるのではないかと思うのですが、その点はどういうふうにお考えになつておるか、大臣が答弁しにくければ、大学局長でもよろしいのですが、お答え願いたいと思います。

○小林(行)政府委員 この点は、実は工業高校の実際の増設計画は、私の直接の所管でございませんで、あまりこまかいことは存じませぬけれども、明年度の予算におきましては、工業高校の新設につきましては、大体八十五課程について二分の一の国庫補助をすべし、三億三千万の補助金が予算上計上されているわけでございますし、また工業高校の新設に要する一般校舎の整備費の補助といたしまして一億九千六百万、約二億の経費が計上されておるわけでございます。明年度は大体この予算に計上された線に沿って、地方の工業高校の増設をしていくわけでございますが、三十七年度に開運いたしまして、たゞ具体的なある地点からの御要望の線ということについてお示しがございました。私どもその点までは実は確認いたしておりませんが、もしそういうふうな非常に大きな要望が地方から出てくるという場合には、今後の財政的な面の検討はもちろんならなければならぬと思っております。ただ具体的に申し上げますと、確かにそういうある府県から非常に大きないわゆる増設計画が出て参りましても、実務には、たとえばそれを実行に移すに最も必要な施設設備あるいは先生の充足ができるかということ、これは現実の問題でございます。各府県からの三十七年度の御要望が全部満たされるということにつきましては、なかなか実は困難があるかと思つておる。三十七年度の計画につきましては、府県と十分連絡をとりながら、具体的な案面をすべく願いたいと思つておる。

○村山委員 最後に、大臣にその点についてお答え願いたいと思つておる。工業高校の拡充計画を含めまして、生徒の急増対策の問題について、文部省としては強い決意で大蔵省と交渉をされたわけですが、高校の急増対策に対する補助は十二億八千万円要求をし、それも不足する五千万円要求を、それらで足りぬ五千万円要求を、それらで足りぬ五千万円要求を認められなかつた。そういうようなことにおいては、地方財政計画の中で急増対策の問題をどのように見ているかという点をながめてみましても、ほとんど見られていない。そしてただあるのは、先ほどの工業高校の二十五校分の一般校舎分、それと産業教育課程の八十五課程の三億三千万円、それに起債が三十億円、こういうような状態でございます。従いまして、この問題については、もっと根本的な対策を立てなければならぬ問題がひそんでおると思つておる。その点について、大臣はどうか、そういうふうな御考えをお持ちか、この際明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 三十六年度の予算案としましては、私どもの希望としては、工業高校をもっと百二十校くらい、工業高校を持つていました。ところが、工業高校に対する産業教育振興法に基づく補助は従来ございましたけれども、御承知のように、普通高校はもちろんですけれども、一般校舎については補助金がなかつたわけなんです。しかも、科学技術教育の必要性、さらには、具体的には所得倍増の目的に合わせるという意味におきまして、工業高校の設置を都道府県に要請する立場に、国が立つという以上は、工業高校の一般校舎についても国が何かの補助金を出してしかるべきだ、こういう考え方で予算要求いたしましたところ、これが明治以来初めてのことだもんで、なかなか難航いたしました。大蔵省をその点について口論の間に時間がかつたせいもございませぬが、初め要望しておりました校数だけは三十六年度には予算がついておりませぬことは御指摘の通りであります。ですけれども、これは三十八年度を第一年度とす

るピークに備えるものでございませぬから、従来のように向きに比べれば、高校につきましても三十六年から着手するといふ前向きな姿勢ができたということで一応満足させるを得なかつたわけでありませぬ。従つて、工業高校の増設につきましても予定の線を二十七年度にはぜひ獲得したい。一般高校についてもこの急増対策に見合うように十分の努力をしたい。そこで、三十億円の起債財源が別途ついておることは御承知でございますが、これは危険校舎その他もございませぬけれども、さしむきは産振の補助金と工業高校の普通校舎に対する補助金と、三十億の起債財源とでもって三十六年度は一応スタートする、その残りは三十七年度において極力予定計画にそごのないようにしたい、かように考えておるわけでありませぬ。

なお、先刻言及されました工業高校を三十六年度に作りたいという各都道府県の要望を御承知の通り、さしむきかというところですけれども、そういうこととはいたしておりませぬ。一応通過いたしましたので、その範囲内においてある程度の操作はしておりますけれども、ほとんど各都道府県のぎりぎりの要求の線は満たし得る見当でございます。

○村山委員 この教育活動小委員会の高等学校の生徒急増対策に關連をいたしまして、その高校の進学率等が出ておるわけでございますが、御承知のように、三十七年度におきましては五十万人、三十八年度におきましては五十五万人、三十九年度におきましては六十万人、四十年におきましては六十万人、四十年に比しては昭和三十五年年度に比べて百万人の生徒がふえるという計画が出ております。しかしながら、この進学率を見てみますと、ことしに比べて昭和三十四年度までは進学率が低下するような計画のもとに、そういうふうなものが取り上げられておる。これがだんだん進学率が向上していくという実態、特に所得倍増に關連をいたしまして、国民がより高度の教育を受けていきたいという熱情、あるいは父兄の要望、社会の要求、こういうものが出て参りますと、当然進学率は徐々にではあつても高められていかなければならぬものだと思つておる。しかし、現時のこの高校の進学率に合わせた現在の小委員会の答申案に基づいた一つの急増対策というものが計画をされて、その中において工業高校の拡大という問題が取り上げられ、しかもそれに合わせて工業教員の養成計画というものが立てられておるとするならば、これは当然もつと拡大していかなければならぬ、こういうふうなものも基礎にならなければならぬわけでありませぬ。ところが、残念ながら初年度からそういうようなことが削られて非常にまずい出発をしていかなければならぬ。しかもその養成所を出たところの学生が教職につくときの就職については保証の限りでない。こういうふうなことで参りますと、この問題はここで多数の力で可決をされましても、この目的とするところを果たしておるかということについては非常に大きな問題があると思つておるわけでありませぬ。そういうふうな観点から文部省に要求をしておきたいことは、生徒の急増対策に關連をいたしまして、それと同時に工業高校の拡充計画を取り上げられておるわけでございます。

さいますが、これを全般的に再検討を  
していただいで、もっと根本的な計画  
をお立てになって、日本の中等教育が  
発展をしていくような方向に努力をさ  
れるように要望を申し上げて、私の質  
問を終わりたいと思います。

○濱野委員長 他に御質疑はありませ  
んか。他に御質疑がないようであり  
ますから、これにて本案に対する質疑  
は終了いたしました。

○濱野委員長 国立工業教員養成所の  
設置等に関する臨時措置法案に対し  
て、山中吾郎君外二名より修正案が提  
出されております。

本修正案を議題として、その趣旨説  
明を求めます。山中吾郎君。

国立工業教員養成所の設置等  
に関する臨時措置法案に対す  
る修正案

国立工業教員養成所の設置等に關  
する臨時措置法案の全部を次のよう  
に修正する。

高等学校の工業教員の確保に  
関する臨時措置法案

(目的)  
第一条 この法律は、国立大学の工  
業教員養成学部の学生及びこれを  
卒業した者に対する特別措置を規  
定し、もつて高等学校の工業教員  
を確保することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「工業教  
員」とは、工業の教科の教授を担  
任する教諭をいう。

(授業料等の不徴収)  
第三条 国立大学の工業教員養成学

部の学生に係る授業料及び政令で  
定めるその他の費用は、徴収しな  
い。

(高等学校の工業教員としての在  
職義務)

第四条 国立大学の工業教員養成学  
部の学生が当該国立大学を卒業し  
た場合においては、その者は、卒  
業した後六箇月以内に高等学校の  
工業教員となり、かつ、引き続き  
政令で定める期間高等学校の工業  
教員として在職する義務を負う。

2 文部大臣は、前項の義務を負う  
者が疾病その他やむを得ない事由  
により当該義務を履行することが  
できないと認められるときは、政  
令で定めるところにより、当該義  
務を免除し、又はその履行を猶予  
することができる。

3 第一項の義務を負う者は、文部  
大臣に対し、政令で定めるところ  
により、当該義務の履行状況を報  
告しなければならない。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。

(国立学校設置法の一部改正)  
2 国立学校設置法(昭和二十四年  
法律第五十号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第三条の表の北海道大学、東北  
大学、横浜国立大学、名古屋工業  
大学、京都大学、大阪大学、広島  
大学及び九州大学の項の学部を  
中「工学部」を「工業教員養成学  
部」に、同表の東京工業大学の項  
の学部の欄中「理工学部」を「理

工学部  
業教員養成学部」に改める。  
(昭和三十六年度に入学した者に  
係る修業年限)  
3 昭和三十六年度に国立大学の工  
業教員養成学部の学生として入学  
した者に係る修業年限に關して  
は、その者は、昭和三十六年四月  
一日から当該学生として在学して  
いたものとみなす。

○山中(吾)委員 本案についての提案  
の理由を御説明申し上げます。  
政府提案にかかりますところの法案  
によりますと、九国立大学に教員養成  
所という特定の教育機関を設定して工  
業科の教員を養成することになってお  
りますが、この法案についてはいろいろ  
の欠点がありますので、その九大学  
の学部の一つとして、工業教員養成学  
部として所期の教員を養成することが  
適切である、これが第一の理由でござ  
います。

第二には、政府の提案をされてお  
りますところの法案によりますと、三カ  
年の修業年限にいたしておりますけれ  
ども、工業科の教員は他の教科の教員  
よりもさらに知識、技能を必要とする  
ということが常識であります。その意  
味において、少なくとも四カ年の修学  
期間を置くということは最低必要なる  
要件であると考えますので、三カ年の  
修業年限でなしに四カ年の修業年限に  
すべきであるということが第二の提案  
の理由でございます。

勢を見ますと、科学技術者に対する産  
業界の需要というものは急激に増大を  
しておるのであります。単に卒業生  
の教師についての使命感に期待するこ  
とではその所期の目的は果たせな  
い。何らかの法的措置を必要とする  
と考へましたので、法制局の意見にお  
いても、憲法上疑義がないという明確なる答弁  
もありましたので、卒業生については  
一定の期間教職に在職する義務を付す  
ることにしたのでございます。

次に、就職の義務、在職の義務を付  
与するかわりに、在学中において特典  
を付与すべきであるという考えから、  
授業料徴収をしないということを明ら  
かにし、また、この法案が成立した際  
においては、月々の学費については別  
途工業教員学費貸与法案という法律的  
な措置をとって、必要な毎月の学費  
を貸与し、一定の期間に在職し、義務を  
果たした者については、その返還を免  
除するという特別の措置をとる必要が  
ある、こう考へて提案をいたしました  
のでございます。

以上、提案の理由の説明を申し上げ  
まして、何とぞ慎重審議の上にお願  
い申し上げます。以上、御賛同  
下さるようお願いをいたしまして、  
終わりたいと思ひます。(拍手)

○濱野委員長 本修正案について質疑  
の通告がござりますので、これを許し  
ます。上村千一郎君。

○上村委員 提案者に少しく質問をさ  
していただきたいと思ひます。提案さ  
れております原案につきまして、そ  
の問題点は、優良な教員を多数に確保  
する、しかもそれを緊急に確保する  
というところに問題点がある。この点  
は、長い審議の過程におきまして、社  
会の方々の御意見も、大体私どもが

考へておると一致いたしておるよう  
でございますが、それが実情にいか  
に沿うであろうか、しかもそれが無理な  
くしてどうして遂行されるであろうか  
というふうな、そういう観点のもと  
に、御質問をいたしたいと思ひわけ  
てあります。それで、提案者とい  
たしまして、この工業教員を年間何人ぐら  
い養成をされるおつもりであろうか。そ  
の点についてお考えをお示し賜わり  
たい。

○山中(吾)委員 年間の養成目標は、  
政府原案と同じ数を確保する目標であ  
ります。従って、政府の養成所の設置  
を予定しておるところの国立九大学、  
その同じ大学の学部として特設する  
ということでありませぬ。なおほかに官公  
私立に現在在学する工学部学生、そ  
ういう学生が今後教員になるという予  
約をする限りにおいては、この法案に  
關連して設定をされることを予定して  
おりますところの学費貸与法の中に、  
その後卒業をするまで授業料の免除、  
必要なる学費支給というふうな措置を  
とって、来年からでも一定の教員を確  
保できるといふふうな措置はとるべき  
である、またそういう第二の手段を考  
えておる次第であります。

○上村委員 そうすると、提案者とい  
たしまして、年間八百八十名の養成と  
いうことで大体よろしいとお考へ  
なすね。

○山中(吾)委員 一応現在の政府案に  
準じて考へております。ただ学部の設  
定でありますから、その点については  
養成所と違ひまして、一定の大学の校  
内における定員増につきましては、行  
政措置において、今までの質問その他  
の中にもありますように、所得倍増計

團に不足が生じた場合においては、行政措置において臨機に措置することができ、こう考えております。

○上村委員 そうすると八百八十名の教員の養成をされる。それはいつ卒業になるということになるのですか。結局四年制ということになると、政府原案よりは一年おくれるわけですね。そうすると、その間のいわば緊急性とい

いますか、現在の需要の緊急性に対するお考えの具体案を少しく承りたい。

○山中(吾)委員 お説の通り三カ年を四カ年にいたしますから、一カ年おくれることはその通りであります。それで、この法案とともに、先ほど少し説明を申し上げましたように、工業教員を希望する学生の学資貸与法というふうな法案を準備いたしております。たと

えば現在刑務所の医学修学者に対する学資貸与法というふうなものも別途に政府から提案されておるようであり

ますが、そういう法案の趣旨の中に、この教養学部在学する者に対する貸与、そのほかに、現在官公私立工

学部在学する者、あるいはそれに今後入学しようとする者に対して、個々の学生に工業科の教員に就職する義務を

みずから負う者に対して、あるいは予約する者に対しては、今後卒業まで授業料及び学資の恩恵を与えることが

できるように規定をし、四年で卒業し、一カ年おくれるその分は、工学部に現

○上村委員 授業料を徴取しないとかあるいは学資の貸与というだけで、今の学部にお

る方が直ちに工業教員の方へ希望して

くるかという問題は、実情から考えて

みてきわめて困難だろうと思うのでござ

います。それは容易にできるというふうにお

考えな

○山中(吾)委員 現在も、大学の工学部に工業教員課程というものがあ

つて、特別の奨学金を出して

おる。ただしほとん

この程度で終えて、次に移っていき

たと思

います。四年制の学部を作

つて、そこで教員の養成を

いたそうとお

考え、その養成を

した者

に対しては、学校教育法六十三

条の学士を称する

○山中(吾)委員 その通りであり

ます。

○上村委員 そういたしますと、その

同じ大学

にある他の学部の学生は授業料の徴取

が免除がない、あるいは月謝等の学費

の貸与の特典もない、そういうような状態

にある、そうして一方は特典を持って

おるとい

○上村委員 大学設置基準を見ますと、その第二

条に、この学部は適

当な規模の内容を必要とする

ということになってお

ります。提案者として

しまして、その学部の適

当な規模の内容というものは、どうい

うふうにお考えにな

つてお

○山中(吾)委員 現在、人件費一億五

千万を計上して

おりますから、同額

の一億五千万は人件

費としてプラスし

なければならぬ

か。施設については

、これは大学の学

部であり、必要

度は養成所分としてありますので、質疑応答の中にも直ちに教授、助教授を全部充実するというつもりでもないのであるから、本年度は出発しても一学年だけであり、来学年からこれを予算に計上して、国会の承認を得て追加しなければならぬと考えております。

○上村委員 そうすると、養成所の設置に要する予算を工業教員養成学部の新設に要する経費に充てることは、予算の組みかえを要することはもちろんであります。しかも、なおかつ、ただいまの御説明によれば、その予算よりも相当額増加するわけでございますから、予算の増額修正を伴うことにならざる。しかるに、今度の予算は成立をいたしておるわけでございますから、現段階としてはきわめて困難だ。そうすると補正予算でいくというのですか。

○山中(吉)委員 額については、必要なる額は本年度でいいと思うのです。ただし、養成所の経費であります。これは現在の計上した分だけでいいのでありますけれども、組みかえをしなければならぬと思ひます。それについては、この法案が成立すれば、その点、新しい財源は本年度は要らぬのでありますから、計上された分だけの組みかえはしなければならぬ、こういうように思ひます。

○上村委員 その点はその程度にいたしておきまして、この教員をいかに確保するか、優秀な教員を大量に、急速にいかに確保するかという問題になるわけであります。修正案におきましてはこの就職義務と在職義務の規定がある。これに対して違反した場合にどういうふうなこれを処理するかというお考えはあります。

○山中(吉)委員 必要その他正当な理由のある場合については返還を免除しなければならぬ、そういうふうな考へておりますが、そうでないものについては授業料は不徴収であります。学資については貸与法に返還をしなければならぬと規定する予定であります。また、一方に、義務を果たせば返還は免除する、必要はなし、義務を果たせば実質上これは貸与でなく給付である。そして、義務を果たされぬ者にについては返還を命ずる、こういうことになると思ひます。

○上村委員 そういたしますと、就職義務もしくは在職義務違反というものにつきましても担保の条件というものは、貸与した金員の返還という一点だけでありませうか。

○山中(吉)委員 必要その他正当な理由のある場合については返還を免除しなければならぬ、そういうふうな考へておりますが、そうでないものについては授業料は不徴収であります。学資については貸与法に返還をしなければならぬと規定する予定であります。また、一方に、義務を果たせば返還は免除する、必要はなし、義務を果たせば実質上これは貸与でなく給付である。そして、義務を果たされぬ者にについては返還を命ずる、こういうことになると思ひます。

○上村委員 そういたしますと、就職義務もしくは在職義務違反というものにつきましても担保の条件というものは、貸与した金員の返還という一点だけでありませうか。

○上村委員 現在の実情をいたしまして、その程度の問題で教員を確保できるといふふうにお考えになつておられるのでしやうか。

○山中(吉)委員 確保できると思つております。たとえば、百人の学生があれれば九割五分までは確保できると考へております。それは、職前の就職義務その他を負わせたところの高等師範学校その他の実績からいつても間違いないと思ひます。

○上村委員 それだけ重要な義務違反に対処するところの担保の条件をいたしますれば、この修正案にどうして載せておられなかつたのですか。何か、この修正案には担保規定の点については全然触れておられないように思ひます。その点についてお尋ねいたします。

○山中(吉)委員 御質問の趣旨がちょっとわかりませんが、担保というのはどういふことですか。

○上村委員 要するに、義務違反に対して、就職義務並びに在職義務を担保するための規定なのです。それが書いてないが……。

○山中(吉)委員 この四条に「卒業した後六箇月以内に高等学校の工業教員となり、かつ、引き続き政令で定める期間高等学校の工業教員として在職する義務を負う。」二項に「文部大臣は、前項の義務を負う者が疾病その他やむを得ない事由により当該義務を履行することができないと認められるときは、政令で定めるところにより、当該義務を免除し、又はその履行を猶予することができる。」とあり、次に「第一項の義務を負う者は、文部大臣に対し、政令で定めるところにより、当該義務の履行状況を報告しなければならぬ。」とあり、このように書いておられるのであります。そして、学資貸与の關係については法制局の専門的ないろいろの意見を聞いたのであります。その貸与の規定も、この法案一本に入れることも一つの方法であるけれども、別途に貸与法案という二つの法案を出す方が、一方はこの高等学校教員を確保することの法案、それに対して特典を与えるところの貸与法案というように二本建てにした方が簡明にして、むしろ法律技術上もよいという法制局の御意見によつて、二つの柱にすることに決めたのであります。その点についてはここに一本に規定しても一向差しつかえない内容のものであります。

○上村委員 私は、その程度の特典ではどういふ教員の歩どまりと申しますか、確保の状態にはならぬではないかというふうな考へを持っており、この程度で賃金を打ち切りたいと思ひます。

○濱野委員長 他に質疑がないようでしたら、この修正案についての質疑は終了いたしました。

○荒木国務大臣 ただいまの御提案は、国立工業教員養成所を国立大学に付置することを改め、当該国立大学に四年制の工業教員養成学部を置くこととして、ここにおいて工業教員を養成するということでございますが、それにつきましても、第一に、経費の面では、昭和三十六年度予算の内容と一致しないばかりでなく、根本的に計画を変更することになりますので、御賛成申し上げることは困難でございます。

○濱野委員長 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に對し、白井莊一君より修正案が提出されておりますので、本修正案を議題とし、その趣旨説明を求めます。白井莊一君。

か、確保の状態にはならぬではないかというふうな考へを持っており、この程度で賃金を打ち切りたいと思ひます。

○濱野委員長 他に質疑がないようでしたら、この修正案についての質疑は終了いたしました。

○荒木国務大臣 ただいまの御提案は、国立工業教員養成所を国立大学に付置することを改め、当該国立大学に四年制の工業教員養成学部を置くこととして、ここにおいて工業教員を養成するということでございますが、それにつきましても、第一に、経費の面では、昭和三十六年度予算の内容と一致しないばかりでなく、根本的に計画を変更することになりますので、御賛成申し上げることは困難でございます。

○濱野委員長 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に對し、白井莊一君より修正案が提出されておりますので、本修正案を議題とし、その趣旨説明を求めます。白井莊一君。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項と

し、第一項を次のように改める。  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(昭和三十六年度に入学した者に關する第五条の適用關係)  
2 昭和三十六年度に養成所に入学した者に関し、その者は昭和三十六年四月一日から養成所に在学していたものとみなして、第五条の規定を適用する。

○白井委員 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。

この法案は「昭和三十六年四月一日から施行する。」ということになっておりますが、すでに四月に入りましたので、これを「公布の日から施行する。」と、かように修正したいと思ひます。

それから次に、四月一日から学生を募集して入れるはずでありましたのが、同様に、これがおくれましたので、そこで、第五条には本養成所の修業年限は、三カ年ということになっておりますので、四月一日からさかのほつて在学したものととして、そして三カ年間、次の学生の入学等に不便を来たさないためにかよように修正したい、かよようにいたしましたのが修正案を提出いたしました理由でございます。

○濱野委員長 本修正案に対する質疑がないようでありますので、これより本案並びに兩修正案を一括して討論に

お考えはあります。

付します。

討論の通告がありますのでこれを許します。上村千一郎君。

○上村委員 私は自由民主党を代表して、原案並びに自由民主党提出の修正案に賛成、社会党提出の修正案に反対の討論をいたします。

社会党の修正案は、原案の構想を根本的に改め、原案の全文を修正し、工業教員養成所を九大学に付置するかわりに、これを工業教員養成学部として関係大学の工学部に並べて設置しようとするものであります。

さらにこの教員養成学部においては授業料を徴取せず、卒業生に対しては政令で定める期間工業教員として在職する義務を課すこととしております。

元来内閣提出の原案は、工業教員を大量かつ急速に養成確保する必要と、大学卒業者がほとんど工業教員にならない実情にかんがみ、養成所という特別な養成機関を設け、これを工学部を有する国立大学に付置し、もっぱら工業教員の養成に必要な教育課程を工夫し、付置大学のスタッフの協力を也得て、三年の修業年限内に集約的な教育を行なうことにより、工業教員としては大学卒に劣らない学力を育成し、緊急を要する工業教員の需要に対処しようとするものであります。

修正案は、養成所を学部改組することによって、形式的には理想に近づけようとするように感ぜられますが、実際には修業年限の差や、学部とすることによる制約から、急速かつ確実に工業教員を確保するという目的には支障を来たすことになるかと考えられます。すなわち、修業年限が一年延長することによって、最初の卒業生が出る

のが最も教員を必要とする高校生徒急増の時期に対して一そうおくれるばかりでなく、卒業生の就職義務に対する有効な担保規定を欠いているため、卒業生が工業教員となる保証は必ずしもないものと考えられます。その上、大学の特定の学部の卒業生に対してのみ就職義務を課することは、大学の学部としては均衡を失し、不適当な措置と考へます。

以上修正案は一見理想案に近づけたように見えて、その実は、実情に沿わないのであります。賛成することができないのであります。

なお、自民党提出の修正案は、法案成立の時期を考へる場合当然のことであり、ここに賛成する次第であります。(拍手)

○濱野委員長 山中吾郎君。○山中(吾)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、政府提案に反対をし、修正案に賛成の討論をするものであります。

政府案に対して反対する第一の理由は、政府案によりまして、工業教員の資質を現行四カ年制大学水準より低下せしめることであるというものであります。三カ年の修業年限によって四カ年実を上げるといふ政府の説明でありますけれども、教授、助教の構成がな点からいいたしても、決して三カ年において四カ年の教育水準の目的を果たすという事は不可能であるといふことが明らかであるからであります。

第二の反対の理由は、政府案によりまして、現行免許制度を乱すおそれがあるという点であります。現行免許

制度において、高等学校の免許状は、大学における四カ年の学修を経て学士号を持つておる者を原則といたしておるのでございますが、政府の教員養成所は、政府の説明によりますと、学校教育法の大学でもない、あるいは学校教育法の各種学校でもない、学校ならざる特定の教員養成機関であるというふうな説明でありまして、そういう免許状を付与するに不当と考へられる性格を付与し、しかも四カ年の大学教育によって与えられるものを、そういう不明確な性格を持った教育機関によって三カ年で付与するということは、根本的に現行免許制度を破壊するおそれのある、非常に危険な法律であると考へますので、反対をする次第であります。

第三の反対の理由は、政府案は六・三・三・四制の学校制度を乱すおそれがあるという点であります。御承知のように、小、中、高、大学という四段階におけるところの現在の学校制度から見まして、大学でもない、高等学校でもない、そういう教員養成機関を設置することによって、現在の学校制度の基本的秩序を乱すものであり、いわば盲腸的存在であるということにならぬと思つて、この点においても賛成しがたいのであります。

第四点は、工業教員確保のために法律的に何らの保証がない法律であるといふことと考へております。現在の産業界の趨勢からいいますと、工学部を卒業した者に対して特別の恩典と特別の法的な義務がない限りについては、教員として保証できないことは万人の認めておる事実でございます。従いまし

て、卒業生に対して何らの就職、在職の義務を付与していない、在学中の特典についても十分の手当が行なわれていない政府提案にかかる法律によつては十分に教員を確保することはできない。また、しばしば答弁をされた政府の言明によりまして、期待をするという言葉によつてこの法案の所期の目的に対して自信のない答弁がしばしば行なわれておるのであります。この点においても反対をせざるを得ないのであります。

以上四点から政府提案に反対をするものであります。本質的にも政策的にも、いずれの点からいっても賛成する余地はないというところから反対をする次第でございます。

修正案については、今政府案に反対をいたしました四点をすべてこの修正案の中に欠点を十分に充足をし、補つておるといふ点において修正案に賛成するものでございます。

以上、社会党を代表いたしまして、政府提案に反対、修正案に賛成の討論を終りたいと思つております。

○濱野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、山中吾郎君外二名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
起立多数。よつて、修正部分を除く原案は可決されました。

よつて、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案は、白井莊一君提出の修正案の通り修正議決するに決しました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先刻より委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○濱野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。本日はこの程度とし、次会は公報をもって御通知申し上げます。これにて散会いたします。午後七時四十五分散会

〔参照〕  
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出第九六号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月十三日印刷

昭和三十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局